

会報

いしかわ

1996. 2月. No. 18



加賀市御願神事（竹割り祭）



石川県行政書士会

目 次

会長あいさつ	1
知事あいさつ	2
特集 対 談	3
行政書士への道	7
規制緩和はいま	12
情報コーナー	15
日行連研修会報告	18
支部だより	20
意見箱コーナー	21
会務報告	24
各部の活動状況	26
会務日誌	27
編集後記	28

表 紙 写 真

御願神事

毎年2月10日に行われる御願神事は、別名「竹割り祭」ともいわれ、昔この地に住んでいた大蛇を退治するために生まれた神事だといわれています。裸の若者が数百本の青竹をたたき割る音が、雪の境内に響く様は、まさに勇壮のひとことです。市指定の無形文化財。

写真提供 加賀市役所



年頭にあたって

会長 藤井國穂

1996年の年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

日頃より会員各位の方々には並々ならぬご支援ご鞭撻を賜り誠に有難うございます。心からお礼を申し上げますとともに、本年も変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、昨年の新執行部の活動を振り返って見ますと、選挙で掲げた公約の実現の活動を始め、職域の拡大確保を目指した活動の展開等、実に活発な事業活動を行ってきたと思います。特に、公約に掲げました北陸建設業協同組合の問題については、特別委員会の精力的な働きにより大きな成果をかち得たことは皆様方も既にご承知のことだと思います。また、職域の確保拡大を目指して経営事項審査の受託業務を導入すべく業務指導部が、更に、各部においてもそれぞれの業務を発展させるべく日夜努力されて活動されていることも、昨年の活動の大きな特徴として位置付けられると思います。そして、強調月間における多種多様な活動、45周年記念式典を盛大に成功裡に終えたこと等、枚挙にいとまがないと思います。これも偏に会員各位のご支援ご協力の賜物と深く感謝しております。

今年は、昨年の活動実績を踏まえ更にそれらを発展させるとともに、行政書士の社会的地位の向上を目指して頑張りたいと思います。今後ますます国際化、高度情報化、高齢化が進み我々を取り巻く環境が厳しくなることは誰しもが予想されていることだと思います。これらの課題を一つ一つ解決し乗り切らなければ、我々の明日は来ないと思います。会員各位がこれらのこと自分自身の課題として真摯に受け止め、弛まぬ努力を積み重ね研鑽していただきたいと思います。

最後に、会員各位のご多幸ご健勝を心からお祈り申し上げますとともに、今後も本会の運営に対して一層のご支援ご協力を願い申し上げ、新年の挨拶とします。





年頭のあいさつ

石川県知事 谷本正憲

新春を迎えるに当たり、会員の皆様方の御健勝を心からお慶び申し上げます。

行政書士制度は、昭和26年に行政書士法が制定されて以来昨年をもって45周年を迎え、盛大な記念式典が挙行されたわけですが、この間、行政書士の皆様におかれましては、地域住民と行政との懸け橋として、熱意を傾けてその業務に精励されてまいりました。その結果、今日では行政書士制度は、しっかりと地域社会に定着した存在となっているところであります。

これも、石川県行政書士会並びに会員の皆様方のたゆまぬ御努力と研鑽を重ねてこられた賜物と深く敬意を表する次第であります。

さて、21世紀が目前に迫った現在、社会の長寿化、情報化及び国際化は一層進展し、県民の価値感やライフスタイルも多様化してきており、行政の側でも新しい課題に的確に対応していくことが必要となっております。

このため、石川県では、地域の特性を生かした「新長期構想」づくりを進めているところでありますが、一方、簡素で効率的な行財政運営を目指すために、「行財政改革大綱」を先般、策定いたしました。来年度からこの大綱の順次実現を図り、県勢の発展と県民福祉の増進に全力で取り組んでいく所存であります。

こうした状況の中にあって、行政書士の皆様の役割は、今後益々重要性を増していくものと考えられます。

来る21世紀に向けて、会員の皆様におかれましては、ますます研鑽を積まれ、業務の重要性と公共性を十分に御認識されますとともに、高度情報化時代に対応した業務の改善とサービスの向上に努められ、御活躍をされますことを期待しております。

最後に、会員の皆様の御多幸と石川県行政書士会のますますの御発展をお祈り申し上げまして、年頭のごあいさつといたします。



“会発展のためには積極的な行動が不可欠”



今回は、昨年6月の理事会で業務指導部長に就任され私たち会員の実利実益の確保・拡大のためご活躍の堂口喜明さんにスポットを当て、日頃のご苦労や業務指導部の考え方を伺いました。

営業の経験が開業に役立った！

宮本：本日はお忙しい中、広報部にご協力いただきありがとうございます。早速ですが、行政書士になられる前はどんなお仕事をされていましたか？

堂口：開業前は住宅関係会社に勤務しておりまして、いろんな業務の経験をすることができました。

宮本：行政書士になられたきっかけは何ですか？

堂口：勤めていた会社で転勤等があり、この地を離れられなかったので、退職し行政書士試験を受けましたが、行政書士を選んだのは勤務先の関係で建設業者や運送業者さんとも

話し手：堂口業務指導部長

聞き手：宮本広報部長

お付合があったためです。また、開業に際しては、特に勤務時代の営業の経験がとても役に立ったと思っています。

他県会への訪問がきっかけになる

宮本：初めて業務指導部長になられて特に気がついたことがありますか？

堂口：就任当時は業務指導部活動について特に問題意識や具体的なイメージもありませんでしたが、これまで一会员として見てきた「年に1～2回程度の研修会を開催」でいいのかな？と漠然とした疑問がありました。

就任後2ヶ月ほどしまして、隣県の福井県会や中部の各県会を視察する機会を得ましたが各県それぞれに多彩な業務の取組みを行っていることを目の当たりに見せていただき、大変なカルチャーショックをうけた訳なんです。そんなことがきっかけとなって「会の発展のためには、積極的な行動が不可欠」と考えるようになりました。

すすむ他県会の行政事務受託の取組み

宮本：行政事務の委託についてですが、他県会特に福井県会での取組みはどのようにすすめているのでしょうか？

堂口：福井県会ではこれまで石川県会に比較して、建設業関係に関与している会員が少なかったそうです。ところが4年前から会とし

特集 対 談

て京都府会への視察を続ける中で京都府会が「経審」「変更届」「建設業許可」を含めた行政事務の受託を12年前から実施している現状を知り、福井県会としても行政事務の受託を目指し一昨年から各種研修会や県交渉などの取組みを始めたのです。

宮本：福井県会の行政事務の受託は実現に向かっているのですか？

堂口：はい、平成9年度から「経審」の受託を始めることになりそうとの連絡がありました。この課程には、2ヶ月に1回以上の研修会と福井県土木部監理課との綿密な交渉や協議があったようです。昨年私が視察した際にも「建設業の基礎講座」を行っていましたし、審査要員になるには、この講座への皆出席がまず前提であるとの話でした。当会もこれをきっかけとして「建設業基礎講座」を始めた訳なんです。

行政事務受託を視野に入れた基礎講座へ

宮本：今回の「建設業基礎講座」は、「経審」の受託業務に向けて当会も実現の一歩を踏み出したと考えてもよいのでしょうか？

堂口：当会の「講座」では、当初建設業関係業務に精通した行政書士を増やすことが目的でした。ところが、昨年末中部6県を調査したところ本県と他の一県を除き、すでに行政事務の受託を行っているか又は、その実現に向け具体的な段階に入っていることが判ったのです。

そこで、本県でも行政事務受託を視野に入れた講座の一環として、基礎講座の趣旨を変更したのです。このため、この趣旨の徹底を図るべくこの「講座」受講の再募集を全会員に送付しましたことは、ご存じのことと思い

ます。

宮本：はい送られてきました。再募集でまた受講希望者が増えたと聞きました。ところでこの「基礎講座」の主催が建設業業務研究会になりましたね。

堂口：そうですね。これは、業務指導部の業務としてこの「講座」以外の分野でも取り組むべき課題が山積していることはご承知だと思いますが、私たちは他の課題にも取組みを始めています。



研修会のスタートまでをまず私どもが行いスタートすれば力のある業務研究会の世話をさんが推進するスタイルが理想的だと思っていますので、今回はお願ひをしまして業務指導部は「講座」成功の指導・援助を行っていきます。もちろん組織的には、業務研究会は私ども業務指導部の指導下にありますことを加えておきます。

宮本：この基礎講座を受けるだけで、実際の業務を完全にこなせるまでにマスターできますか？

堂口：はい。まったく建設業関係業務を取り扱っていない会員でも、この講座を受ければ個別の申請書の作成方法まで解るような内容です。ケースバイケースの違いまで体系的に

特集 対 談

勉強できる様配慮しています。例えば、法人でも株式会社と有限会社の違いや、「経審」に必要な社会保険制度も充分理解できるような内容となっています。

宮本：それはすばらしいですね。これまでの研修会には無かったような内容で、私も会員の一人として大いに期待しています。この基礎講座が終ると第2の段階へ進むのですか？



堂口：そうですね。基礎的実力がつくと次に「経審」の実務研修を行う予定です。これは「経審」の審査要員として不可欠な知識をすべて得られるような研修にしたいと思っています。そのためには、今から業務研究会の世話役さんと検討を重ねたり、県土木部監理課との調整や福井県会の今後の取組みを細かく視察しながら準備をしたいと考えています。

また、京都府会で審査要員となるには100問にも及ぶ「能力試験」があり、90点以上でないとなれないんですよ。

宮本：まぁーすごく厳しいですね。では、その京都府会の研修の様子を聞かせて下さい。

内容充実の京都府会実務研修会

堂口：昨年9月、当会も「経審」の受託業務を模索する中で京都府会の「経審等実務研修

会」に参加しました。すでに話しましたとおり京都府会では府からの経審受託業務の歴史が長いため、研修内容は良く練り上げられていましたし、1泊2日間にわたる充分な時間を確保した研修会でした。

その内容も「経審業務の概要」から一つ一つの書類作成に至っていました。また、グループ討議や実地試験等によって、参加者一人一人が審査業務に精通できるような内容となっており、さらにこの研修会のための会員講師の養成も盛んに行われていました。各支部においても、基礎講座のような研修会が盛んに行われていることも知りました。

やればできる部長職と自身の業務の両立

宮本：業務指導部長としてその他の県会への視察にいかれたり、連合会の研修会に参加されたりと、本当に忙しい中で部長職とご自身の業務の両立は大変だと思いますがどのようにされていますか？

堂口：会の業務として何をするにも準備が必要なので時間的にはかなり取られます。またいきなり部長になりましたので、組織形態からこれまでの実績確認など大変でした。しかし、開業して13年のあいだ、行政書士会は現状のままいいのだろうかという疑問を常々感じていました。そこで、会長に協力しながら会の改善につくしたいと考えた訳あります。

日常的には自身の業務の空いた時間に会業務や研修会内容での思いつきを書き留めるようにしています。また、今のところは自身の業務も順調にこなしていますし、とにかく、自身の業務も会務も思い立ったらサッとするように心がけています。自身の業務も会務や

特集 対談

ボランティアにしても残していると気になつて仕方がない気質なので先送りしないよう努めています。

宮本：なるほど、そうですね。その行動力が業務指導部長としての業務にも反映されているのですね。

活力ある業務指導部の取組み

宮本：残念ながら時間も迫ってきましたので、今後の業務指導部としての取組みについてお聞かせ下さい。

堂口：先ほど業務指導部として取り組むべき課題が山積しているとお話しましたとおり、会員の業務に関するあらゆる課題を仲間の会員とともに取り組みたいと考えています。

身近なものでは「経審」など建設業関係に関する問題点を整理し、毎年数回にわたり県土木部監理課と話し合いの場を持ちたいと思います。これは、金沢支部がこれまで金沢土木事務所と「経審」審査日について協議をして成果をあげていることなどの実績があります。個々の会員が業務を行う時点で対応その他に疑問があれば、会員の意見を集約し私たちとともに県土木部監理課へ話し合いに出かけてもいいと思っていますし、互いに理解しあえる機会を持ちたいと考えています。このほか、車庫証明関係会員を取り巻く環境の改善を求めていかなければなりません。また、民間団体の行政書士法に抵触する問題においても監察部と連携して対応したいと思っています。

宮本：そうですね。それはぜひ実現していただきたいと思います。他にもありましたらお願ひします。

堂口：企業業界団体に対して、相談会の受託等実益のある分野についても開拓していきた

いと思っています。また、行政手続法や条例を参考に未開拓の業務の拾い出しある必要があります。これらについては、すべて会員の方々に公開し経営の安定と職域確保に役立てていただけるようにしたいと思っています。今後とも皆様のご意見とご支援をお願い致します。

宮本：本日はおもしろくまた、熱の入ったお話を聞かせていただきましてありがとうございました。



堂口 喜明

昭和17年10月生
昭和58年 入会

事務局からのお知らせ

◎会費納入について

本年度会費を納めておられない方は至急次の口座へ納入をお願いいたします。

口座名 石川県行政書士会

口座番号 北国銀行本多町出張所

普通預金 008717

口座名 日本行政書士政治連盟石川県支部

普通預金 009136

◎ファックス番号の連絡のお願い

事務局からの連絡事項をファックスで行なっています。会員名簿や新入会員でファックス番号の未連絡や変更された会員は急ぎ事務局まで御連絡下さい。

行政書士への道

平塚支部 乙部 徹郎

1 序

平成4年に神奈川県行政書士会に入会し、本格的に業務を始めておよそ2年がたつ。開業当初より、行政書士には仕事がない、喰っていけないとと言われたが、周囲を見回してみると、なるほど、仕事をしている者は、全体の1割にも満たず、いわゆる「喰えない行政書士」が大半である。新入会員は、仕事をどのように覚え、どのようにして取るのか分からず、行政書士でやっていかれるか不安を感じていると思う。そこで、どうすれば、行政書士としてやっていけるのか考えてみたい。

2 主要業務

まず、現在、自分の行っている業務であるが、車庫証明、自動車登録、会計記帳の3業種以外の全てである。年間数十件、細かく数えれば百件程度の依頼がある。経費、立替金等が一月に50万円以上かかるが、それを賄い、なお利益が出る程度の売上であり、まだ喰えない状況にある。

具体的に、昨年から今年にかけて手がけた主な業務は、建設業許可申請及びそれに伴う各種変更届・経審・入札、宅建免許申請、産廃許可申請、帰化申請、風営許可申請、古物許可申請、建築士事務所登録、測量業者登録、賃貸業者登録、公

害防止条例指定工場設置許可申請、農転、会社設立、増資、役員・商号・目的変更、本店移転、相続、遺言書、内容証明、示談書、告訴状、契約書作成等である。

結局、主要業務は、従来からの行政書士の典型的な業務である建設業、宅建、帰化、風俗営業の許可申請が中心であり、特に目新しいものはないが、新入会員は、まず、これらの業務を手掛けてはどうであろうか。なぜならば、

- ①これらは、許認可の基本であり、財務諸表、商業登記、図面、写真、理由書など、他の許認可を行う上で不可欠となる事項をマスターできる。
 - ②建設業等の営業許可を取得すると、毎年官公庁に提出しなければならない書類が生じ、業務に継続性があり、事務所経営が安定する。
 - ③許可を得て営業を始めると、他の許認可や、役員変更、増資、会社設立等、これに関連して様々な申請が生じ、また、これらの業務を的確に処理することによって、業者との信頼関係が深まり、相続や帰化申請等、プライバシーに関わることまで依頼されるようになり、次々に仕事が生じていき、発展性がある。
 - ④建設業者、宅建業者、風営業者は数が多く、需要が多いからである。
- これに対しては、建設業許可申請等は、

既に多くの行政書士が手がけ、新規参入の余地がないという反論がある。しかし、例えば、私の属する支部には、数十名の行政書士がいるが、新規の建設業許可をきちんとできる者は、ほんの数名に過ぎず、まだまだ、建設業関係の行政書士は不足している。実際、建設業者と面談すると、新規許可や、経審、入札等を依頼したいが、誰に頼んでいいのか分からぬということをよく聞く。新人が参入の余地は、まだ十分にあるのである。

なお、相続、内容証明、示談書、契約書など、いわゆる権利義務に関する業務については、以前、司法試験を受験していたこともあり、これらを中心にしようかと考えた時期もあるが、現在では、これを主力業務には考えていない。一部の若手の行政書士の中には、権利義務に関する業務を重視し、これを行政書士の中心業務に据えようとする者もいるが、これは誤りである。なぜなら、権利義務に関する業務を押し進めると、どうしても登記や裁判所に提出する書類の作成が必要になるが、これらは行政書士の職域外であり、限界があるからである。

3 仕事の覚えかた

行政書士試験に合格しただけでは、実務をこなせない。どの様にすれば実務を習得できるかということは新入会員にとって大きな問題である。

①まず、許認可をはじめとする行政書士の業務は、高度な専門的知識が必要である。他士業の中には、業務が

画一的で、簡単な書類を一枚書くだけのものもあるが、行政書士の業務はそれとは根本的に異なることを自覚し、専門書、実務書、手引書をよく読み業務を勉強すること。

- ②本を読んだだけでは実務はこなせない。研修会、勉強会などに積極的に参加して具体的な話を聞くとともに、そのような場合、特に勉強会の後の懇親会を利用して、優秀な先輩行政書士と知り合い、人脈をつくること。
- ③依頼を受けた仕事が分からない場合は、そのような人脈を活かし、先輩行政書士の事務所を直接訪問するなどして、指導を受ける。この場合、何から何まで教えてもらおうとする態度は禁物である。まずは、できるだけ書類を作成し、質問事項をよく整理しておくべきである。

4 仕事のとりかた

どのようにすれば仕事が来るか。私も開業当初それに一番悩んだし、新入会員が一番心配するのもこの点であろう。

現在、仕事は、殆ど紹介によって入ってくる。紹介者は、他士業、同業者、知人、これまでの顧客等であるが、紹介者はそれほど多くはないので、今後は人脈を広げる努力をしたいと考えている。なお、電話帳に廣告を出し、また、事務所に看板を上げているが、これらは、殆ど効果がない。

会員の中には、営業活動に非常に熱心で、多額の費用をかけて、ダイレクト

メールや各種広告を出す者、また、飛び込みの営業をする者もいるが、余り行き過ぎた営業活動は、経費倒れとなったり、また、他の行政書士への迷惑にもなりかねるので注意する必要がある。

確かに、開業当初は仕事は殆どないが、入ってくる仕事を着実にこなしていくば、特に営業活動をしなくとも、1年もすれば、毎日が暇にならない程度の仕事はあるし、2~3年後には、かなり忙しくなっているはずであるから、それほどこのことを気にしなくてもよいのではないだろうか。

なお、新人だからと言って簡単な仕事が入って来るわけではない。むしろ新人である故に、ベテランが放り出した難解な仕事が入ってくることがあるが、その場合も、なんとかやり遂げるように努力しなければならない。

行政書士の中には、仕事がないことを嘆く人が非常に多い。しかし、これらの人々も、全く依頼がなかったわけではなく、依頼を受けたが分からぬと言つてこれを断つたり、依頼を受けたが、どうしてよいかわからずそのまま放置してしまった者が多い。これでは信頼を失い、仕事が二度とこない。依頼を受けたらとりあえずこれを受託し、分からぬ点は、前述のように先輩行政書士に教えてもらうなりして、なんとしてもこれをなし遂げることが必要である。依頼を確実にこなさなければ仕事は二度とこないし、逆に確実にこなせば、次々と仕事が入ってくることを銘記すべきである。

なお、依頼者から電話があった場合、電話だけで応対しようとする者がいるが、電話だけで依頼を処理することは、相当なベテランでもなかなか難しい。依頼があった場合、依頼者を事務所に呼ぶか、または、依頼者の所に出向き、まず相手に直接会って話をよく聞くべきである。

5 事務所

事務所は、神奈川県平塚市の自宅である。海岸から200メートル位の住宅地の中にあり、立地条件は余りよいとは言えないが、それでもけっこう客は来る。また、客の所にこちらから出向くことが多く、特に新たに事務所を出す必要を感じていない。

事務所の備品は、パソコン、電話、携帯電話、ファックス、コピー、応接セット、各種実務書等で、特に目新しい物はない。事務員はおらず、私が不在の時は、家族が電話番をする。

最近、新入会員の中には、事務所に非常にこだわり、事務所を出さなければ仕事がこないと思っている者が多く、当初より都会のビジネス街に進出する者もいるが、事務所を出すと、かなり出費を余儀なくされるのであり、これは非常に危険である。まず自宅で開業し、仕事が増え、自宅では手狭となり、不便を感じるようになって、はじめて他に事務所を出せばよいのではないだろうか。

6 行政書士を取り巻く不健全な状況

行政書士を取り巻く不健全な状況について、いくつか述べたい。

まず、新入会員が初めて先輩行政書士に接するのは、多くの場合、「支部」の集まりである。本来ならば、そこで、先輩行政書士が新入会員に対し適切なアドバイスを与え、一人前の行政書士に育つよう助力すべきである。しかし、現実には支部によって行政書士が育つではなく、支部によって潰されていくことが多い。支部長をはじめとする支部の常連組の大半は、行政書士としての実績が全く無い人々である。彼らは、主に年金生活者や兼業者であり、支部長とか相談役といった肩書きが欲しいために、あるいは、飲食、カラオケのために支部の集まりに参加しているに過ぎない。行政書士の業務には全く無知、無理解であるばかりか、行政書士を内心では軽蔑している。「行政書士では喰えませんよ」「兼業でなければ到底やっていけない」といった心無い発言が公然とまかり通る。新入会員は、そこで行政書士としてやっていく意欲を一挙に失ってしまうのである。

また、マスコミに登場する行政書士や専門学校の実務講座の講師をしている行政書士の発言にも問題がある。彼らは、新進気鋭の行政書士を装うが一部の優秀な者を除き実務経験が極めて乏しく、その発言は実務に基づくものではなく、單なる伝聞や憶測に基づくものが多い。大体、実務に追われていれば、講師などしている暇はないのである。彼らの多く

は、講師、執筆、他士業の補助者として生活をしており、本来、行政書士とはいえない人々であり、実務家からは「講師屋」と言って軽蔑されている。実務を行っていない者が実務を教えられるわけがないのであり、彼らの言動に惑わされなければならない。

結局、新入会員は、実務家である行政書士と付き合うべきであり、実務をしていない者は、いかに肩書きが立派であっても相手にすべきでない。誰が本物かを見抜く目を持たなくてはならない。

7 行政書士のあり方

最後に、心構えについて述べたい。多くの行政書士は、行政書士の社会的使命を理解しようとせず、単に資格試験の難易度からのみ自らの位置づけをする。自分は○○士や△△士の試験に受からなかったから行政書士にしかなれなかった。そして、こんな簡単な試験だから喰えないとだというが大半の行政書士の実感ではなかろうか。このように、行政書士が自ら自分達の社会的地位が低いと思い込み、行政書士であることが恥ずかしいと思っている状況では、行政書士を一生の仕事とし、業務を積極的に研究し、発展させていくこうとうする意欲が湧くはずがない。実務を遂行する能力が身につくはずもなければ、自己の存在を世間にアピールすることもできない。そして、世間も、自分の資格に自信が持てず、仕事が出来ない者を、決して相手にはしない。だから、行政書士に仕事を依頼する者は

ない。冒頭で大半の行政書士には仕事がないと述べたが、その最大の原因是、行政書士自身が自らの資格に誇りが持てない点にあるのである。

だとすれば、行政書士としてやっていこうとする者は、まず、行政書士という資格に誇りを持たなければならぬ。行政書士には、他士業とは違う、より高度な社会的使命があるというプライドと自覚を持たなければならないのである。

では、行政書士の社会的使命とは何であろうか。それは、行政書士の中心業務である許認可の申請手続きの中に端的に現れている。簡単に言えば、依頼者が安心して社会的活動ができるようにその出発点を確保してやることである。例えば、建設業、産業廃棄物処理業、風俗営業、運送業等の事業を行うについて営業の許可が必要であり、これらの営業をこれから始めようとする者にとっては、営業が許可されるか否かが、まさに死活問題である。これは、少しでも実務をやっていれば実感できる。また、外国人が日本で活動しようとすれば、在留資格を取得しなければならないし、日本人として生きていこうとすれば帰化の申請をしなければならない。在留資格の取得や帰化申請は彼らの人生の新たな出発点である。行政書士の社会的使命とは、このような人や企業の出発点とも言うべき重要な場面に直接立ち会い、彼らが意図する社会活動ができるように助力し、それが健全な形で発展いくように導くことに他ならないのである。弁護士や税理士とい

った他士業の業務が、事後処理であり、後始末であるのに対し、行政書士の業務は、事前処理であり、いわば産みの親になる点において著しい特色があり、そこに、行政書士には他士業とは根本的に異なる、より重要な責務があると言えるのである。

現実に行政書士の実務を行っていると、依頼者からの評価は非常に高い。行政書士を馬鹿にしている者は、実務を知らない資格試験の受験生や受験産業の関係者、他士業中でも二流以下の者であり、これらの者の評価など無視すべきである。新入会員は、行政書士の社会的使命を良く理解し、誇りを持って業務に励んで欲しい。「行政書士にしかなれなかった」というのではなく、「行政書士になって良かった」という気持ちが持てるようにならなければならないのである。

以 上



「規制緩和はいま」

金沢支部 的場晴次

規制緩和とは健全なる市場が経済の繁栄をもたらすか或いは市場の行き過ぎを警戒して政府の規制によって市場を統制することによって経済の繁栄をもたらすかの二者択一を国民に迫るものである。

Q1 規制緩和による恩恵

A①大規模小売店舗法の規制緩和

イ 1,000m²未満の店舗の出店は原則として自由化されたため、スーパー、ディスカウントストアーの出店競争が激しくなり価格破壊の引き金となった。

ロ 閉店時刻の規制緩和によって大規模小売店舗の営業時間が午後8時まで無届で営業できるようになり、県内の多くのスーパーが営業時間を延長している。休業日数も年間44日間から24日間に短縮されており、大規模小売店舗の定休日が減少している。

ハ 基礎閉店時刻から年間60日は1時間の延長は事前、事後の報告が必要無くなったことにより、午後8時閉店の大規模小売店舗では午後9時まで時間を延長して営業しているところが増加した。

A②酒税法の改正による規制緩和

イ 酒類販売免許の規制緩和で大規模小売店舗のうち10,000m²を超えるものに対しては無条件で酒類小売免許が交付される。但し、日本酒及び瓶ビールは3年後に交付となる。この結果、10,000m²を超える大規模小売店舗では今話題のビール味の雑酒が低価格で売られている。輸入ビールも大量に輸入されビールの価格破壊に大きな影響を及ぼした。ワイン、ウイスキー、焼酎を揃えている店も多い。

ロ ビール製造免許の規制緩和で今まで2,000kℓ（大瓶換算316万本）のビール製造能力が必要であったが規制緩和で製造能力が60kℓ（大瓶換算9万5千本）までひき上げられた。そのため全国各地で地ビールの製造工場が建設されている。石川県でも羽咋市で地ビール製造工場の建設が計画されている。

A③食糧管理法の改正による規制緩和

イ 生産者が特別栽培米以外でも消費者に直接販売できるようになった。すでに私も鳥越村の農家と購入契約を結んでいます。

ロ 販売店が登録制に規制緩和されたので販売店の増加から販売競争が激化して、今後はうまくて安い米が消費者に提供される。

A④道路運送車両法の改正による規制緩和

イ 今まで車検を受ける前に整備を受けなければいけなかつたが、先に車検を受けて

「規制緩和はいま」

指摘を受けた悪いところを修理して再度車検を受けることが可能となり、修理工場による不必要的修理を排除できるようになった。

- 6カ月点検の廃止、12カ月点検、24カ月点検の点検項目が大幅に削除され点検費用が安くなっている。

⑤建設業法の改正による規制緩和

イ 建設業許可期間が3年間から5年間に延長され且つ許可申請（更新）の申請書類が簡素化されて建設業者の許可申請の手続きが簡素化された。

- 公共工事の指名に一般指名入札が導入され、また履行ボンド制が採用されて今までの談合が減り、競争の激化で公共工事の工事単価が低下しつつある。

⑥情報・通信の規制緩和

イ NTTの民営化によって通信事業の独占が破られ日本テレコム、DDI、日本高速通信の長距離電話会社が設立されて長距離電話料の値下げ競争が行われている。

- 無線通信の規制緩和によって携帯電話が急激に普及しており、PHS（簡易携帯電話）の普及により電話は一人一台の時代になりつつある。ポケットベルは若者の中では遊びの道具として普及している。

⑦その他

イ 宅地建物取引業法の規制緩和によって宅地建物取引業の許可期間が3年間から5年間に延長され、不動産業者の負担が軽減された。

- 出入国管理法の規制緩和によって20歳以上のパスポートの有効期限は5年間から10年間に延長されて海外旅行の手続きが簡素化された。

ハ 気象業務法の規制緩和によって気象予報士資格があれば民間企業でも天気予報が出せる。気象情報の自由化はイベント事業、農漁業、季節商品の売出し等に気象情報が重要な役割を果たしていくものと思われます。

ニ 保険業法の規制緩和によって生保、損保の相互の乗り入れが出来るようになり、生命保険会社が損害保険を又損害保険会社が生命保険を販売できるようになる。保険ブローカーによって生命保険と損害保険を組み合わせた多様な保険が売りだされることとなる。

ホ 農地法の規制緩和によって農地転用の申請の時に添付書類として提出を求められたいた隣接者の同意書が不要となり、農地転用の事務手続きが簡素化された。

ヘ 再販売指定品目の見直しによってビタミン剤、ドリンク剤が再販売指定品目から外され、特売品として安売りされている。1,000円以上の化粧品の一部商品も再販売指定品目から外されて大手スーパーでは値引き販売が行われている。

ト 銀行の定期預金の期間が延長され今まで3年間だった定期預金の期間が10年間までの延長が認められた。

Q 2 規制緩和によって行政上の書類が簡素化されていますか。

「規制緩和はいま」

A① 私が最近作成した書類の中では建設業許可申請、一般貨物運送事業許可申請、風俗営業許可申請等申請書類の簡素化は徐々にではありますが進みつつあります。

Q 3 自由経済のもとで今後どのような分野の規制緩和が経済活性化のために必要でしょうか。

A① 一般貨物自動車運送事業の台数制限の廃止

台数制限を廃止すれば、1台の車でも運送事業が出来るようになり個人の宅配事業の開業が可能となる。現在は金沢市で運送業を開業しようとすれば10台の車両が必要であり、それ以外の地域では7台の車両が必要であり、又この車両を収容する駐車場が必要であり、このような規制をクリアーするためには2,000万円以上の自己資金が必要となる。このため個人や小企業での運送業の開業が困難な状況であり、このような規制が自由な競争を阻害する原因ともなっている。

A② バブル時に規制した土地税制の見直し

土地譲渡税がバブルの時に譲渡益の39%に引き上げられ昨年から32%に引き下げられたが、バブル以前の26%まで引き下げるべきでしょう。土地売買の譲渡益の高税率が土地の流動化を阻害する一因ともなっている。

A③ 外国人労働者の規制緩和の実施

日本の終身雇用制度と高賃金は円高と合わせて日本企業の海外流出と外国企業の日本への進出を阻んでいる。特に、出入国管理法の外国人労働者の規制は日本の労働力の流動化を阻害している。入管業務は規制緩和の対象外となっており、行政手続法の適用除外ともなっていて、正にアンタッチャブルな領域を築き上げている。これからの日本は若年労働者の減少で労働力不足が将来的に招くことは明白となっていますが、このような状況に的確に対応するには徐々に外国人労働者に門戸を開設して労働者の質を高める訓練が必要です。日本人労働者と外国人労働者の対立を避けるためにも自由な市場でお互いが公平に競争できる基盤を今から整備しておくべきだと思います。日本の硬直した年功序列型の高賃金の体系を改善して企業の海外競争力をつけるためにも、外国人労働者の規制は今から緩和していくべきだと思われます。

会報17号でご紹介した金沢支部的場会員が石川テレビのインタビューを受けた時の原稿を掲載した。

“許認可事務変更時の通知を県へ申し入れ”

本会より石川県総務部へ下記のような申し入れを行い、その後回答を得ましたので、報告します。

申 入 書

晩秋の候 貴職におかれましては益々ご清栄の程お喜び申し上げます。また、日頃から当行政書士会の業務にて理解を賜り誠にありがとうございます。

さて、国の各省から市町村役場まで「許認可権と指導監督の義務を有する機関はその申請人の相談や申請書に対し、迅速且つ適切に対応」することは当然の職務であると考えます。また、既に進行しております「規制緩和推進計画」実施におきましても、関係省庁からの連携等が頻繁に発せられていること存じます。石川県行政書士会もこれまで石川県総務部の当会監督員からそのように指導をうけ当会会員に「顧客との対応においてもそのように理解を求める」努力をして参りました。県当局の事務処理方針の早拡徹底を促してきました。くわえて、これまで貴職から「法改正や、事務取扱上の重要な変更に際しては、食会へも連絡を行なう。」とのご指導のもと関係部署から通知を頂いてまいりました。

しかるに、当会会員の多くが書類作成に携わっております「建設業許可申請等（経営事項審査等を含む）」や「廃棄物用」の業法改正等や事務処理の簡素化などにおける県当局の新たな取扱が決定されているにもかかわらず、当会へは何らの通知も頂いておりません。このため新取扱要領を熟知するまでいたずらにこれまでの書類を準備作成することとなっています。これでは、規制緩和政策の推進や事務処理の簡素化に逆行することになりますかねません。

よつて貴職におかれましては石川県行政書士会の意のあるところをご理解いただき各部署における許認可事務に関する法改正や重要な取扱要領の変更に際しては当会へも通知するよう取り計らい頂きますよう申し入れます。

以 上

平成 七年一〇月三〇日

石川県総務部長

古谷 一之 殿

石川県行政書士会

会長 藤井国穂



総第1342号
平成7年11月6日

本庁各課の長 殿

総務部総務課長

許認可等に係る申請手続等に変更があった場合
の石川県行政書士会への通知について（依頼）

このたび、石川県行政書士会から、県に提出すべき許認可等の申請手続について、法令上又は事務取扱上重要な変更があった場合には、同会へもその内容を通知願いたい旨の依頼がありました。

行政書士は、行政書士法の定めるところにより、官公署に提出する書類を作成し、及びその書類を依頼主に代って提出することを業務としてでき、住民と官公署のかけ橋として重要な職責を担っております。

よって、今回の依頼に応えることは、単に個々の行政書士の営業上の利便を図ることにあるのではなく、住民が県に対して行うべき許認可等の諸手続を円滑にできることにより、その権利の保全及び義務の履行に資することになるものであります。

また、諸手続の円滑化を図ることは、貴所管の行政事務の効率的な運営にも資するものと思われます。

以上の趣旨を御賢察のうえ、許認可等の申請手続等に変更があった場合には、下記により石川県行政書士会へその内容を通知されるようお願いします。

記

（通知先） 石川県行政書士会

⑨20

金沢市本多町3-2-1 MR O別館3階

☎ 0762-65-5551

(事務担当)
総務部総務課法規係
内線2227



事務連絡
平成8年1月12日

各 位 殿

石川県土木部監理課建設業係

最低資本金に関する注意事項について

商法等の一部を改正する法律（平成2年法律第64号）は、平成2年6月29日に公布され、すでに平成3年4月1日から施行されております。

このうち、株式会社及び有限会社の資本の額の制限に関する改正規定は、既存の会社については、平成8年3月31日までの間に限り適用しないこととされておりますが、この経過措置も残すところ2か月余りとなり、その後は既存の会社についてもこの改正規定が適用されることになります。

これに伴い、貴社におかれでは、今後も建設業の営業を続ける場合には、下記の点に留意しつつ、適切な措置が必要となるのであらかじめお知らせします。

記

- 1 今回の改正により、株式会社は資本の額を1,000万円以上、有限会社は資本の総額を300万円以上としなければならなくなったこと。
 - 2 貴社から提出された許可申請書及び変更届出書によれば、貴社は上記1の基準額を満たしておらず、このため建設業の営業を続けるためには、増資等最低資本金を満たすための措置又はその資本金に見合った組織への組織変更を行い、その際に必要となる商業登記の変更等の申請を速やかに行う必要があること。
 - 3 増資等や組織変更を行った場合には、上記2の手続きとあわせて、速やかに建設業法第11条第1項に基づき変更届出書を提出する必要があること。
 - 4 平成8年3月31日までに、上記2の手続きをとらなかった場合は、法務大臣による官報公告や登記所から貴社あての通知がされ、この公告の日から2月経過後に、職権で解散の登記がされることとなります。
このため、解散の登記がされた場合、建設業の許可是取り消されることとなり、建設業を含め営業を目的とする活動を行うことができなくなること。
- ※ このお知らせは、平成8年1月4日現在において、上記手続がされていない方に対して送付したものであり、既に増資や組織変更を行ってその旨の変更届を提出されている方は、手続きは不要であることを念の為申し添えます。

「帰化申請」

金沢支部 浦嶋 和夫

昨年11月21日、東京で日行連研修会が開催された。帰化申請については、筑波大学の三井哲夫教授が講義された。その内容は、第1部に「帰化とは」、第2部に「日本における帰化について」というものであった。

第1部の「帰化とは」では、帰化には広義と狭義の基本的立場が存する。広義の立場に立てば、帰化とは出生後の国籍取得全てを意味し、帰化は一つの権利であるとなる。これに対し狭義の立場に立てば、帰化とは希望に基づき国が付与するものとなる。

第2部の「日本における帰化について」では、日本の帰化は狭義の立場に立っている。帰化の種類には、普通帰化、簡易帰化、大帰化がある。帰化の申請は原則として本人が行い、その効力は官報告示の日からである。しかし帰化要件に違法性がある場合は、帰化が無効ないしは取消となる。更に帰化した者には、戸籍が新しく編成されることとなる。

以上が受講内容であります。基本的概念が明確に示された有益な講義であったと思います。

「外国人の入国・在留をめぐる諸問題」

小松支部 京念 昇

昨年11月22日、日行連会館において、法務省入国管理局の入国在留課長を講師に、標記テーマで研修が行われた。

先ず、基本的仕組みとしての『在留資格制度』について、それが入管法に規定されており、入外国人を活動の側面から27種類に範囲を限定した上で、在留期間を決定していることなどについて説明があった。

その中の、特に投資・経営・人文知識・国際業務、興業、就学、研修、日本人の配偶者などの在留資格について、実例を挙げて運用上の問題点と対策が述べられた。

つまるところ、それぞれの資格審査に関しては、外国人本人、活動の拠点、受入先などについての実地調査に基づき判断するという点が強調され、行政書士がこれらの書類作成に関与する場合、実態が伴うか否かに細心の注意をする必要があることを感じた。

「アジア（中国）への企業進出」

金沢支部 的場 晴次

1. 中国の外資導入政策の推移。

1978年12月の中国政府は「改革・開放政策」を決定し、対外開放政策へと方針を転換して、大連、上海、広州等14都市を開放、その後も海南省、山東半島、遼東半島も対外開放して経済の拡大を推進。

2. 社会主義市場体制の模索。

沿海州から内陸部へと経済開放政策を強力に進め、市場化と国際化を推進し、インフラの整備・充実と基幹産業の強化・育成に努めるが、インフレの解消が課題。

3. 中国の主な投資形態。

①中外合資経営企業法に基づく中外合資経営企業

②中外合作経営企業法に基づく中外合作経営企業

③外資企業（単独出資、100%外資）

④外資金融機関（支店）

4. 日本の对中国投資の現状

日本の企業は日本の急激な円高から中国の安い原材料、人件費を利用した対日輸出中心から、中国の内需拡大に向け投資へと変わり

つつある。

「古物営業法の改正」

金沢支部 堂口 喜明

(1) 許可対象から除外するもの

- ①古物の販売のみ又は買い戻す行為だけを行う営業。
- ②船舶等大型重量物で盗難等の被害が考えにくいもの。

(2) 許可対象に加えるもの

いわゆる金券類（商品券、乗車券、郵便切手、航空券、入場券、収入印紙、オレンジカード、テレホンカード、タクシーカード、高速道路の回数券等）

(3) 許可制度の見直し

- ①行商の許可制度を廃止する。
- ②競り売りの許可制度を届出制度に改める。

(4) 許可、届出手続きの緩和

- ①許可単位を営業所ごとから県単位とする。
- ②法人の役員等の変更届は、いずれか一つの管轄公安委員会に対してのみ届け出れば足りることとする。

(5) その他

- ①台帳制度の見直し。
- ②台帳記載義務及び身分確認義務の緩和

「産業廃棄物収集運搬業」

金沢支部 的場 晴次

1. 廃棄物の処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて行われている。



2. 産業廃棄物とは事業活動に伴って生ずる

廃棄物である。

3. 事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならない（排出事業者処理責任の原則）か又は委託基準に従って他人に処理を委託しなければならない。

4. 他人の産業廃棄物の収集運搬を業として行おうとする者は、原則として、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要である。

5. 産業廃棄物収集運搬業は一般貨物運送事業の対象とはならない。

「食品衛生法の改正」

金沢支部 堂口 喜明

食品衛生行政は厚生省と機関委任による都道府県等及び検疫所の食品衛生監視員により業務が行われている。

(1)添加物の範囲を化学的合成品から天然香料等を除く添加物に拡大、添加物の名称を記載した既存添加物名簿を公示する。

(2)食品等の輸入に係る届出、検査の命令等の通知について電子処理組織を使用して行わせ又は行わせることができる。

(3)知事は食品衛生法に違反して刑に処せられた日から起算して2年を経過しない者については営業の許可を与えないことができ、刑に処せられた場合営業の許可を取り消すことができる。

(4)許可の有効期間は2年を下らない期間から4年を下らない期間に改めた。

(5)相続または合併により設立された法人はその者の地位を継承する。

(6)残留農薬基準の策定、製造加工方法の基準の特例、栄養改善法の一部も改正された。

金沢支部だより

金沢支部長 浦嶋 和夫

平成7年10月28日金沢市勤労者プラザで金沢支部の業務研修会が開催された。研修内容は、「定款及び公正証書遺言作成のポイント」、講師には、公証人をされている名越昭彦先生におこしいただいた。

当日は、講師に金沢公証人合同役場の公証人名越昭彦氏を招き、定款の作成及び公正証書証遺言の作成について、そのポイントをわかりやすく説明していただいた。



第1部の定款の作成は、会社設立のために欠くことのできないものであり、その注意すべき事項をレジュメに従いわかりやすく教えていただいた。特に会社の目的については、適法性、営利性、明確性、具体性を具备することが必要であり、その一つ一つについて具体的に説明していただいた。

第2部の公正証書遺言は、自筆証書遺言と対比し、また公正証書を作成するためのポイ

ントを教わった。中でも会員の遺言についての関心は高く、数多く質問がでていた。

今回の研修を通じ、教わったこと、数多くの資料を参考にして行政書士業務に生かしていきたいと思う。

広報部員 河越俊雄

平成7年12月16日第5回理事会が石川県行政書士会会議室において開かれた。

議題は、(1)金沢支部規則について、(2)金沢支部ブロック連絡網整備について、(3)金沢支部会費について、であった。

(1)金沢支部規則については審議を重ねれば重ねる程、諸問題が出てくる。よって支部規則検討の委員を増員し次回以降再度審議することとなった。

(2)金沢支部ブロック連絡網整備については、ブロック網をつくることについては、前回の役員会で承認されたことであった。よって、今回は具体的にブロック分けをした草案の検討に入ったのだが、ブロック区分に多少問題が出てきたので再度草案を作り直すことになった。

(3)金沢支部会費については、各事務分担をした各部長に、1年間の予算案を出してもらい、各々の案の説明を受けた。この予算案を集計し次回以降で支部会費の妥当性等について再度審議することとなった。

「新春雑感」

輪島支部 谷 内 廣

新年を迎えて誰もが神仏にお参りされたことと思います。神仏に受け入れられるお参りをされていますか。新年の室内安全や商売繁盛・稼業繁栄等とお願ひばかりしてはいませんか。先ず、昨年の幸せだったことや事故無きことや、祈願達成を報告し、御守護に感謝し、次に今年の事をしっかりとお願いする。百円玉に室内安全等の様な大きな祈願をされる方はいないと思いますが、祈願に応じた、分相応の幣帛のお供えは必要です。又、賽銭を投げ込んではお供えした事にはならないでしょう。ぬかづいてお供え下さい。神仏の御守護は目に見えないが故に感謝や幣帛が少なくなったりがちです。人間同士ならとっくに見放されても仕方がない。すでに神仏から見放されて神仏の実在を感じない人がいかに多いことか。今からでも、神仏に対し、正しく、喜ばれるお参りの仕方を実行して、今年一年幸せに過ごしましょう。

「年賀状」

金沢支部 越 元 勝 典

最近猫も杓子も「ワープロ」だ「パソコン」だとブームになっていますが、家電業界でも売上げが低迷している中、この分野は伸びを期待している旨マスコミに出ているのを見て、時代の流れかなと思っています。

お正月元旦はお雑煮も食べ、お屠蘇気分で見る年賀状が楽しみです。毎日顔を合わせている人、1年に1~2回顔を合わす人、何年も御無沙汰している人、その時々の事柄を思い出しながら裏表をひっくり返して見ていま

す。——と2/3ぐらいの処であれ！今年は「ワープロ」打ちの賀状がいつもより多いに気づき、それも年配のお父さん達のも結構あって、さぞかし年末入力するのに悪戦苦闘したんじゃないかなと拝見しました。しかしちっこい字、葉書からはみでる様な大きい字、それぞれ個性のある字体でもう年賀状もだんだん少なくなって行くと思うと、ちょっと淋しい気もしています。

やはり新年の賀状は悪筆で出したいと思っている次第です。

「インターネットてなんや」

金沢支部 北岸 正彦

新年早々、「インターネットてなんや？」となった。インターネットの言葉は最近よく耳にするが、なんだかよくわからない。

本屋に行ってその字面タイトルの本を探してみると、有るわあるわ。適当に立ち読みしても落ち着かないで、適当に衝動買いをした。読んでも茫洋としていて理解できない。

何やかんやで分かったことは、英語が達者でパソコンの基礎的な知識がないと、どうもインターネットは蚊帳の外らしい。

小職事務所は、つい最近までタイプライターを至上の道具として活用してきた。これを発明した人の功労を讃えたものだった。しかし、ワードプロセッサーなる新時代の道具が登場し案の挙げ句に、これまた衝動的に導入して今では快適だ。

パソコンは最後に残された最良の道具立てと思われる。今まで衝動買いの虫がうごめいてきた。新しい世界と、輝かしい新世紀に向けて。

「私の健康法」

金沢支部 大兼政 博

誰しも健康で長生きしたいと思う気持ちは同じではなかろうか。最近日本人の寿命が伸び男性も80才に近づきつつあると言われているが、これは単に統計的な年齢であり私がその年令まで生きられるかどうか何の保障もない。

やはり自分の健康的長寿法は自分で考え実行するしかない。私の60才で定年退職してからではあるが、考えたことは、①30分位の歩行やかけあし、②1日1回のラジオ体操、などであるが意思薄弱か？いずれも1年程度で実行を中止した。そのあと考えたのが日常生活の中で自然にできる健康法？である。私が現在実行中のものは、ア）朝夕ふとんの上で腰や手足のまげのばし3分間、イ）歩行時など生活行動の中で背すじをのばすこと、ウ）帰宅時の手洗いやうがいの実行、などで約3年間中止することなく継続している。効果の有無は計るすべもないが、幸福な人生を送るためにも私なりにこの健康法を続けていきたいと思っている。

「行政書士2年目」

金沢支部 新井 明治

ズブの素人から始まった行政書士稼業も、ちょうど1年が経過して2年目にはいりました。思えばこの1年間多くの先生方に助けていただき、なんとかお客様のご依頼に応える事ができたと思っています。実務的な事を全く知らないまま開業し、のんきに構えていた折りに、突然かかってきた仕事の電話に対して、喜びよりも不安が先立ち青くなってしま

いました。そんな時ある先生から「知識とは自分一人のものではなく、みんなの共有のものである。」という言葉とともに、仕事を一から十までご指導していただきまして、非常に強い感銘を受けたのを覚えています。

今、社会が大きく変わろうとしている中で我々行政書士の業務も大きく変わっていくのではないかと感じています。時代をしっかりと見据え、一生懸命がんばっていこうと思っています。最後に一句、「激動の 時代に生きる我々は 社会の先駆者たれ 行政書士」

「行政書士会への要望」

金沢支部 寺田 隆

独立開業して、ようやく2年目になります。建設業許可申請を主体に業務を行っていますが、今だに「明日は明日の風が吹く、なんとかなるさ」といった感じです。寒さが身にしみる今日このごろです。

私のような状況の駆け出し組は、他にもいるのではないかでしょうか。そこで一つ提案ですが、「行政書士制度強調月間に行なっている行政書士無料相談を、石川県行政書士会に常設して、私のようにヒマな行政書士が常駐する」というのはどうでしょうか。

当然に、新入会員が主体になるでしょう。その為に質を問われるかもしれません、私達には、ありあまる時間と大いなるやる気があります。書類作成を依頼されれば、充分にこなす時間もあります。施設の維持管理、責任等、様々な問題点も多いでしょうが、行政書士の地位向上と、PR効果は大きいと思います。ぜひ実現の方向で検討をお願いします。

意見箱のコーナー

「報酬額表について」

七尾支部 浦辺 昭

行政書士に対する報酬金額の算出方法は、書類1枚につき、何円という1枚1枚の積上方式となっているが、この書類の作成に至る調査や計算等の業務料金の算出が出来ない。

例えば、建設業の場合年度終了後資産等の変更により変更届出書の作成をするに当り、業者より行政書士に対し税務当局へ提出した財務諸表の提示があるが、この財務諸表では建設業と税務当局に於て科目名の表示の仕方が違う、又売上額の把握の仕方が税理士は売上額を重視、行政書士は売上金額や工事名、工事期間を把握しないと作成できないので、工事契約書に基づき売上表を作成する必要がある。このような作業の料金はどうして算出するのか、現在の報酬額表では算出困難ではないか検討し早急に是正して欲しい。

「ひとつの提言」

金沢支部 小泉 山男

近年、新聞、雑誌でも各種資格の広告、記事がよく目につくようになり、『行政書士』もその中にあります。

ある全国版有名雑誌の最初の頁からカラー刷で「人気上昇の『行政書士』……」とした特集記事がありました。

かつて私も日行連の会報（昭和47年11月第25号）に投稿したことがあります。「『行政書士法』という厳然として存在する国の法律によって、認め定められている職業であるにもかかわらず、生業として成り立ち難いとは、しかし、問題だ。…」とし、「国から免許を受け公法人格の行政書士会に登録して業務を行なう。」とする。ひとつの提言でした。

今日では既にそのような（免許ではないが）制度となっていて業務も時代の波に乗り着実に運営されています。20余年前の当時のことを思うと、まさに隔世の感があります。

行政書士の存在が大きく認められているのです。さらに研鑽を積み、社会に貢献するべきでしょう。

秋より
冬へ

金沢支部 福田 ときじ

秋光や 模型列車に 親も子も
先になり うしろに遊ぶや 赤とんぼ
千葉垣 蔭に犬 夕寝して
テレビ塔 つき刺す 空に寒がらず
みつめたるせいにもあらず 雪落つる
雪晴れや ハウス降りくる 紅い靴
寒すずめ かわら五枚に ならぶ五羽



加賀支部について

加賀支部通信員 南出俊行

加賀支部長は、新進気鋭の橋本勝寿会員であります。顔は一見柔軟にて、ヤサ男であり、執務態度は弁護士を彷彿させる。

橋本支部長以下、各会員は日頃業務に精進しているものであります、他の士業との兼務会員も多く、又、行政書士の業務も多岐にわたるので、どうしても我が支部は、地域の特性も考慮しまして、ある程度支部としての業務指導、及び研修会をしばらざるを得ない宿命にあります。

従いまして当支部は、例年加賀市農業委員会山中町農業委員会と連絡しあいまして、農地法による一切の許認可、届出の研修会を開催してまいりました。

これは、各会員に非常に有益であり、依頼人の方に対して、少しでもお役に立つべきであるという基本姿勢に立脚するものであります。我が支部は農地法以外にも会員の要望あり次第直ちに善処したい態勢で臨んでおります。

会 務 報 告

第4回理事会

去る11月4日（土）MR O別館会議室において第4回理事会が構成員中19名出席で開催された。

・報告事項

- ①日行連中部地方協議会理事会報告
- ②第3回理事会以降の会務報告
- ③行政書士法制定45周年記念事業報告
- ④行政書士制度強調月間の終了総括

- ⑤「北建協」問題特別委員会 報告
- ⑥日行連関係主催 業務研修会（終了分）
参加者の承認

・審議事項

- ①12月 理事会・支部長会合同会議（忘年懇親会）開催について

これまでの実施状況を報告し、今年度について協議したところ、予算の執行状況を考慮し新年になって再検討する。

- ②行政手続法シンポジウム（日行連主催）
への参加人数の決定

- ③石川県行政手続条例の成立に伴う研修会
開催について

石川県人事課（行政手続条例担当）からの講師派遣を依頼してあるため県担当者からの連絡により日程調整する。

- ④日行連関係主催 業務研修会 参加者の
承認について

11月及び12月に開催される業務研修会に各支部長を通じ2名以上派遣する。ただし、派遣費用は2名分とする。なお、人選は堂口業務指導部長があたる。

- ⑤日行連主催 新年賀詞交歓会及び石川県
知事後援会主催 新年互礼会への参加者
について



- ・新年賀詞交歓会については日行連及び日政連役員以外として高位・辻口副会長 宮本広報部長を参加派遣する。



- ・新年互礼会については各部長までの参加とするが日政連石川県支部の行事であり同支部で対応することとする。



⑥車庫証明業務問題についての報道機関取材協力について

茅野副会長 堂口業務指導部長 倉本広報副部長で友好的に対応し、車庫証明業務が今より業務拡大につながるよう関係方面と交渉する。

以上のほか5件の協議事項が提案され、概ね了承された。

石川県行政手続条例 公布される

総務部長 宮川 外茂次

平成6年に行政手続法が成立し、この法律に沿って準備が進んでいた石川県行政手続条例が、平成7年9月定例県議会で成立し去る平成7年10月6日公布された。内容については当会会報号外で送付したとおりである。

当会では、去る10月30日早速藤井会長他2名で石川県行政手続条例担当部署である人事課を訪問した。その目的は、①同条例を会員へ知らせるための県公報のコピー許可 ②同条例についての研修会の講師派遣依頼 ③同条例の公布に伴う諸許認可業務及びマニュアルや書式の提供依頼 ④具体的実施についての連絡 等のお願いや依頼、打合せであった。

これに対し人事課長や担当者も友好的に対応下され、同条例の周知徹底のため互いに協力しあうことが確認された。また、講師派遣についても積極的に協力する旨の返答を頂き関係諸資料も順次提供していきたいとの話もあった。



各部の活動状況

経理部長 芳野 和夫

1. 日 時 平成 7年11月18日(土)10:00~15:00
2. 場 所 本会会議室
3. 参加者 高井 孝一 副会長
芳野 和夫 経理部長
小山 秋子 経理副部長
4. 内 容

- ① 平成 7年 4月より 9月までの経理調査
及び予算執行報告書作成作業
- ② 今後の経理留意点の指示
- ③ その他今後の経理事務のあり方
以上事務の山本さんをまじえて交流を図り、
今後は事務のコンピューター化も含め経理規定の整備を進め、誰もがわかりやすい経理報告にしたいと思います。

業務指導部長 堂口 喜明

(1) 建設業専門行政書士養成基礎講座

第1回目に当る建設業法の解説を県土木部監理課課長補佐黒崎氏および山上主事を講師にお迎えし開催。受講者45名で質問、要望も多数出され、盛況に終了しました。

(2) 北建協最終処理

昨年11月4日の報告書提出により調査特別委員会の業務は終了。これ以降につき、理事会の承認を待って関係役員とともに最終処理を致しました。12月11日小松、12日金沢、15日七尾の各会場で北建協との懇談会を開催、組合の業務について理解を深め、今後の友好関係が確認されました。

(3) 関連事業への参加

11月20日愛知会で中部6県協議会と名古屋入管局との間に定期的な業務連絡機関の設置が決まり、事前準備のための会議に会員とともに出席、全国初の試みです。

“ふるさと再発見”

—加賀市雪の科学館—

加賀支部 塚田 芳江

加賀市に新しい名所が一つ出来ました。
(平成 6年11月オープン)

それは、白山を望み柴山潟に接し、雪をイメージした六各塔が三つ並びたつ・・・手前の広くゆるやかなスロープを歩きながら、視点の変化を楽しむ事が出来る中谷宇吉郎雪の科学館です。

「雪は天から送られた手紙である」この詩情あふれる言葉を遺した中谷宇吉郎(1900~1962)は、加賀市片山津の出身で、雪の美しさに魅せられ、世界で初めて人工的に雪の結晶を作り出した科学者です。ここでは、中谷博士の多面的な業績を中心に、雪氷学その後の発展も含めて、映像装置や、実験観察装置も使ってわかりやすく展示公開されています。ご家族づれで一度はごらん下さい。

アクセス ● JR 加賀湯泉駅から10分
(車で) 小松空港から15分
北陸自動車道 片山津インターから5分



(A) 中谷宇吉郎の生地跡 ●現在の加賀温泉組合。碑がある
(B) 中谷宇吉郎の墓 加賀市中島町の片山津地区内

会務日誌

10月27日	緊急部長会（本会会議室）	7名
10月30日	県総務課へ法改正等の通知の申し入れ	3名
10月30日	県人事課へ行政手続条例について講師依頼	3名
11月1日	「北陸建設業協同組合」問題調査特別委員会（本会会議室）	5名
11月2日	北陸中日新聞記者の取材（本会会議室）	4名
11月4日	部長会（本会会議室）	10名
	理事会（2階会議室）	19名
11月7～8日	運輸交通関係業務研修会（日行連）	3名
11月18日	経理部会（本会会議室）	3名
11月18日	入管業務担当者連絡協議会（仮称）（愛知会会議室）	2名
11月21～22日	国際関係業務研修会（日行連）	2名
11月25日	建設業専門行政書士基礎講座（観光会館） 会長来局執務	43名
12月6～7日	社労税務経営関係業務研修会（日行連）	2名
12月6日	会長来局執務	
12月11日	「北陸建設業協同組合」との懇談会（小松支部）	
12月12日	「北陸建設業協同組合」との懇談会（金沢支部）	
12月12日	行政手続法シンポジウム（日比谷公会堂）	5名
12月15日	「北陸建設業協同組合」との懇談会（七尾支部）	
12月16日	会長来局執務	
12月22日	経理調査（本会会議室）	1名
12月26日	会長来局執務	
12月28日	仕事納め	

平成8年度

1月2日	新年互礼会（ニューグランドホテル）	9名
1月4日	仕事始め	
1月10日	会長来局執務	
1月12日	広報部会（本会会議室）	6名
1月16日	会長来局執務	
1月18日	広報部会（本会会議室）	6名
1月19日	日本行政書士会連合会新年賀詞交歓会（キャピトル東急ホテル）	5名
1月23日	建設業専門行政書士基礎講座	
1月30日	愛知県行政書士会「行政書士法制定45周年記念式典」 (ホテルキャッスルプラザ)	1名

新規登録入会者（0名）

退会者（1名）

退会年月日	氏名	退会事由
平成 7.12.27	池 邑 彰	廃業

登録事項変更（2名）

事務所変更

変更年月日	所属支部	氏名	事務所	電話番号
平成 7.12.14	金沢	越元 勝典	河北郡津幡町字清水ホ302	(0762) 68-2624

住所変更

変更年月日	所属支部	氏名	事務所	電話番号
平成 7.12.25	金沢	土屋富士雄	金沢市涌波2丁目1番13号	(0762) 64-0406

書籍コーナー

六法全書 8年版 （新日本法規出版）

- ① 公法編 ② 国際法編 ③ 民事法編 ④ 刑事法編 ⑤ 社会法編 ⑥ 経済法編

編集後記

会員の皆様新年明けましておめでとうございます。

日頃は広報部にご協力いただきまして有難くお礼申し上げます。

平成7年は、社会的に阪神大震災をはじめ種々多難な出来事があり、不安な一年だったと思いますが、平成8年は良い年になるような感じをいだかせる大変すばらしい初日の出でした。日の出を拝しながら、今年は行政書士会会員が健康で、ますます飛躍できる明るい年になるようとに祈りました。

広報部員一同は、今年も楽しく、親しまれる“会報いしかわ”づくりに努力いたしたいと意気込んでおります。

会員の皆様のより一層のご支援とご協力、ご指導をお願いいたします。 T.O

会報いしかわ第18号

発行日 平成8年2月15日

発行人 会長 藤井国穂・広報部長 宮本幸子

発行所 石川県行政書士会

〒920 石川県金沢市本多町3丁目2番1号 MR O別館3階

TEL(0762) 65-5551・FAX(0762) 32-3052

